

第1284号

AFN-1284

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2019 年 9/24 (火)

『軽減税率対策補助金手続き変更 緊急チラシで呼びかけ—日商』

日本商工会議所はこのほど、政府が先に軽減税率対策補助金の手続き要件を変更したことを受け、4月に公表したチラシを更新した。**来月1日の消費税率引上げに備えて「軽減税率対策補助金」「キャッシュレス・消費者還元事業」の活用を呼びかけるもの。**表面では、軽減税率対応のレジを用意しないとクレームや納税額の増加につながる、キャッシュレス決済に対応しないと売上・利益が減少する、と注意を喚起。

裏面では、表を用いて2つの事業の概要を明示。軽減税率対策補助金により4分の1の自己負担額(上限あり)で行うことができるのは、流通段階では受発注システム及び請求書システムの改修、また小売り段階では複数税率レジと、券売機やレシートプリンタなどの周辺機器の導入。3万円未満のレジは自己負担額が5分の1、タブレットは2分の1。補助金は、9月30日までに契約等を完了、12月16日までに設置・支払を完了することが要件となる。

本年10月から来年6月に実施される消費者還元事業では、中小・小規模事業者が消費者へのポイントを5%(フランチャイズ等は2%)還元できるほか、決済手数料が3.25%以下になり、さらにその3分の1を補助。電子マネーリーダー等の決済端末は、自己負担なしで導入できる。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

『経済産業省の令和2年度税制改正への要望親族以外の第三者による事業承継促進税制』

経済産業省は、令和2年度税制改正に関する要望において、新たな付加価値の創出・獲得に向けたオープン・イノベーションの促進の観点から、連結納税制度の見直し等を掲げるとともに、新陳代謝等を通じた中小企業の生産性向上の促進との観点から、(1)親族以外の第三者による事業承継の促進、(2)創業後間もない中小企業の更なる成長の促進、(3)少額資産の特例措置及び交際費課税の特例措置の延長、をポイントとした。

(1)は、近年、後継者不在等を背景に、黒字企業を含めた企業の休廃業・解散件数が増加傾向にあり、現状を放置すれば価値のある企業や技術、ノウハウ等が失われる可能性がある。

そこで、昨年の法人版事業承継税制の抜本拡充、今年の個人版事業承継税制の創設に続く第3弾の措置として、後継者不在の中小企業の事業承継を後押しすべく、株式・事業の譲渡やM&Aを通じた親族以外の第三者への事業承継促進のための税制の創設を求めたもの。

(2)は、クラウドファンディング等の新たな資金調達手法の普及に対応しつつ、創業後間もない中小企業の更なる成長支援のため、個人によるベンチャー投資促進税制(エンジェル税制)の対象となるベンチャー企業の要件を緩和する。創業間もないベンチャー企業に必要なリスクマネーを供給できるよう制度を見直すとともに、前回改正から11年が経過するエンジェル税制について、時代の変化に対応した所要の見直しを行うことを要望した。

(3)の少額資産の特例措置は、従業員1000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却(全額損金算入)することが可能となる税制措置だが、引き続き、中小企業者等における償却資産の管理や申告手続きなどの事務負担の軽減や、少額減価償却資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図るため、同税制措置の延長が必要との考えを示している。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com